消防署からのお知らせ

H27年3月号

イメージキャラクター

そもそも火災予防運動ってどんなものなの?



火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災 予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止 し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損 失を防ぐことを目的としている運動です。

火災予防運動っていつ実施しているの?

火災予防運動は春と秋の年2回行われています。 春季は消防記念日(3月7日)を最終日として3 月1日から3月7日までの1週間。秋季は119番 **の日**(11 月9日)を起点として 11 月 9 日から 11月15日までの1週間に実施しています。





火の取扱いには十分に注意し、 火災の発生を未然に防げるよう、 皆さん一人ひとりが、それぞれ の火災予防運動を実施していき ましょう。

火事と救急は119



- <消防署連絡先>
- ◇浪江消防署 ☎0240-38-2119
- ◇富岡消防署 ☎0240-25-2119

INFORMATION ~まちからのお知らせ~

税務のスペシャリスト

国税専門官を募集します

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、 税務署などにおいて調査・徴収・検査や指導などを行 う税務のスペシャリストです。仙台国税局では、バイ タリティーあふれる税務職員を募集しています。

■受験資格

- 昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれ
- 2 平成6年4月2日以降生まれの人で次に掲げる
- (1)大学を卒業した人および平成28年3月までに大 学を卒業する見込みの人
- (2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認 める人

■受験申込受付期間

- 1 インターネット 平成27年4月1日(水)~13日(月)
- 2 郵送または持参 平成27年4月1日(水)、2日(木)の両日のみ

■受験申し込み方法

インターネットによる申し込みを原則とします。 郵送または持参用受験申込書の請求は、最寄りの 税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事 務局へ行う。

12

- ■第1次試験日 平成27年6月7日(日)
- 問 仙台国税局 人事第二課試験研修係 ☎022-263-1111 内線3236

チェックしましょう

福島県最低賃金

最低賃金の種類	最 低 賃金額 (時間額)	発 効 日
福島県最低賃金	689円	平成26年10月4日

	非鉄金属製造業最低賃金	802円	平成26年11月28日
産業別最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業を除く。ただし、心電計製造業は該当する。)	753円	平成26年12月13日
	自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業を除く。原動機付き自転車小売業も除外する。)	785円	平成26年12月17日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機 械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	787円	平成26年12月27日
	輸送用機械器具製造業最低賃金	789円	平成26年12月27日

福島県最低賃金はパートやアルバイトにも適用されます。産業別最低賃金は当該業種で働く人に適用されま す。詳しくは、下の問い合わせ先か最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

問 厚生労働省福島労働局 賃金室 ☎024-536-4604

13 広報ひろの 2015.3 No.523